



埼玉県報

第3056号
平成30年(2018年)
11月20日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則（公園スタジアム課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- （仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価公聴会の中止（環境政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 家畜伝染病（山羊のヨーネ病患者）の発生（畜産安全課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 30 管委第2号水総合管理システム運用保守等業務委託一式の調達に関する契約の相手方等の公示（水道管理課）

規則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 大宮公園 駐車場

公園施設の種類	数量		単位	金額
	期	間		
駐 車 場	一台	一時間まで		二〇〇円
		一時間を超える場合は、三十分まで増すごとに		一〇〇円

備考 県道川口上尾線以西の大宮公園東駐車場及び大宮公園西駐車場に限る。

附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千二百二十八号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

深谷市	平成二十八年度	地籍図三十五枚	深谷第三十六地	平成三十年十
	平成二十九年度	地籍簿一冊	区（大谷の一部）	一月十五日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区
				年
				月
				日
				証

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第五百一号（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成三十年十一月二十七日（火）十八時から二十時まで

鴻巣市役所 大会議室

イ 平成三十年十一月二十八日（水）十四時から十六時まで

東松山市松山市民活動センター 小会議室

ウ 平成三十年十一月二十九日（木）十四時から十六時まで

桶川市役所本庁舎 会議室三〇三・三〇四

エ 平成三十年十一月二十九日（木）十八時から二十時まで

北本市文化センター 第四会議室

三 都市計画決定権者の名称

吉見町

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第千二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イール妻沼

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

変更後に騒音測定を実施し、規制値を超える場合は、規制値以内となる対策を講じてください。

二 縦覧期間

平成三十年十一月二十日から平成三十年十二月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

山羊 ヨーネ病	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
		患畜	二頭	狭山市	平成三十年 十一月六日	鑑定殺

告 示

埼玉県告示第千二百三十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―二十八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸字神明百二番一外二十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百九十七・九八立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―四十三―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字桑崎字桑崎三百三十一番一外十七筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 八百六十九・七二立方メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年三月三十日

指令川建セ第二九〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成三十年十一月十四日

川建セ第三〇〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字鹿下字大峯四百十二番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字鹿下四百十番地

齊藤 章、齋藤 裕貴

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年十一月十二日

指令越建セ第二九〇〇二五二号

二 検査済証番号

平成三十年十一月十五日

越建セ第三三七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百六十番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大沼五丁目三十八番地三 エステートM二―一〇二号

桑原 力也、桑原 紗也香

告 示

埼玉県公営企業告示第五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び数量
30 管委第 2 号水総合管理システム運用保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水運用・省エネ担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 30 年 9 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東芝インフラシステムズ株式会社北関東支店
埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目 114 番地 1
- 5 契約金額（税抜）
30,000,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号